

関係する条例の抜粋

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（職員）

第20条

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項及び附則第9項において「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第4項、第6項又は第7項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（保育所の職員配置に係る特例）

- 4 第20条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び附則第9項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第3項又は附則第6項若しくは第7項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 保育の需要に応ずるに足りる保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども

園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第20条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要となる保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

- 6 前項の事情に鑑み、当分の間、第20条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を保育士とみなすことができる。
- 7 附則第5項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第20条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 8 前2項の規定を適用するときは、これらの規定の適用がないものとした場合における第20条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上の保育士(同条第3項又は附則第4項若しくは前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)を置かなければならない。
- 9 第20条第3項及び附則第4項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（職員）

第29条

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
 - （1）乳児 おおむね3人につき1人
 - （2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - （3）満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
 - （4）満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第44条

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。
 - （1）乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保

育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、これらの規定の適用がないものとした場合における第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上の保育士(第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を置かなければならない。

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（職員の数等）

第5条

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第6条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。	
(2) この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。	
(3) この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。	
(4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。	
(5) 第1号に規定する者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、	

補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

第6条 第5条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条及び附則第9条において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第8条 第5条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第9条 第5条第3項の表備考第5号又は前3条の規定により同表備考第1号に規定する者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合における当該特定理学療法士等、

小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第10条 第5条第3項の表備考第5号及び附則第8条第1項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に規定する者(同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（抜粋）

（職員の配置）

第5条 認定こども園に置く教育及び保育に従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上でなければならない。ただし、当該教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

（職員の資格）

第6条 前条第1項の規定により認定こども園に置かれる職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かれる職員のうち満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する職員は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第1147号）第4条第2項に規定する普通免許状（以下「普通免許状」という。）又は同条第4項に規定する臨時免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者となることが困難であると市長が認めるときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者となることができる。

4 第2項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の園児のうち保育所と同様に1日に8時間程度利用する園児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該園児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者となることが困難であると市長が認めるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であってその意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限る。）となることができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であ

って障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 3 第6条第1項及び第4項(ただし書を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。
- 4 第6条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の

資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合における同欄に掲げる者の総数は、第5条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第6条第6項	第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	第6条第1項及び第4項(ただし書を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第6条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第6条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
前項	第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

- 8 第6条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者(同条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。